

初芝体育館駐車場機器等一式賃貸借（リース）仕様書

- 1 賃貸借物件 初芝体育館駐車場機器 一式
- 2 設置場所 初芝体育館（堺市東区野尻町２２１－４）
- 3 概要
 - ・既設の駐車場管理システム機器を更新し、不要となったものを撤去し、発注者指定場所に集積する。
 - ・新規に駐車場機器を設置する。
- 4 賃貸借期間 令和９年３月１日から令和１４年２月２９日までの５年間とする。
- 5 賃借料の範囲

賃借料には、以下の費用に係る金額を含めるものとする。

 - （１）賃貸借期間中に発生する費用
 - ・本契約により設置した機器設備類すべての賃借料
 - ※機器設備類の仕様は別紙「初芝体育館駐車場機器等一式設置仕様書」のとおり
 - （２）システム導入及び稼動にかかる初期費用
 - ・機器設備類すべての設置、稼動に係る工事及び作業費、既設の機器設備類の撤去費
- 6 条件
 - （１）機器設備の設置にあたっては、施工に先立ち市と実施工程、機器使用等の調整を行い、休館日に施工する等、運営に支障がないようにすること。
 - （２）仕様書で明記なき事項で、技術上当然必要と認められるもの並びに本事業に必要な軽微な変更は市担当職員と協議のうえ実施すること。この場合、原則として金額の変更は行わない。
 - （３）作業中は危険防止、火災防止などのため、関係法規に従い常に遺漏の無いよう万全の策を講じること。実施に関し、構内あるいはその隣接敷地等において、工作物または人畜に与える損害については受注者が責任をもって処理すること。
 - （４）作業完了に際しては、後片付け、清掃を完全にし、不要な残材、撤去古材は、廃棄物の処理および清掃に関する法律に従い適正に処分すること。
- 7 補償

事業完了後、実施上の欠陥あるいは使用材料の不良により生じた破損及び故障箇所は直ちに無償で修理すること。

8 特記事項

(1) 契約について

契約は堺市とリース会社の間で締結するものとする。

(2) 賃借料の支払いについて

賃借料の支払いは、支払請求書の提出をもって行うものとし、口座振込にて支払う。

(3) 賃貸借期間終了後は、機器を堺市に無償譲渡するものとする。

9. その他

本仕様書に定めのない事項または疑義が生じた場合には、本市と協議の上、その指示に従うものとする。

暴力団等の排除について

1. 入札参加除外者を再委託先等とすることの禁止

- (1) 受注者は、堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者を、再委託先並びに受注者及び再委託先の資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方（以下「再委託先等」という。）としてはならない。
- (2) これらの事実が確認された場合、本市は受注者に対し、当該再委託先等との再委託契約等の解除を求めることができる。

2. 再委託契約等の締結について

受注者は、再委託先等との再委託契約等の締結にあたっては、契約締結時には本市の契約約款に準じた暴力団排除条項を加えることとする。

3. 誓約書の提出について

- (1) 受注者は、堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし契約書の作成を省略する契約の場合、もしくは受注者が国若しくは地方公共団体その他公共団体又は本市の外郭団体である場合はこの限りでない。
- (2) 受注者は、再委託先等がある場合には、これらの者から堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を徴して、本市へ提出しなければならない。
- (3) 受注者及び再委託先等が当該誓約書を提出しない場合は、入札参加停止を行うものとする。

4. 不当介入に対する措置

- (1) 受注者は、この契約の履行にあたり、暴力団員又は暴力団密接関係者から、暴力団を利用することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、直ちに本市に報告し、警察に届け出なければならない。
- (2) 受注者は、再委託先等が暴力団員又は暴力団密接関係者から不当介入を受けたときは、直ちに本市に報告し、当該再委託先等に対して、警察に届け出るよう指導しなければならない。
- (3) 本市は、受注者が本市に対し、(1) 及び (2) に定める報告をしなかったときは、堺市暴力団排除条例に基づく公表及び入札参加停止を行うことができる。
- (4) 本市は、受注者又は再委託先等が不当介入を受けたことによりこの契約の履行について遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、受注者が(1) に定める報告及び届け出又は(2) に定める報告及び指導を行った場合に限り、必要に応じて引渡期限の延長等の措置をとるものとする。